

評議員及び役員の報酬等に関する規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人さくら会（以下「法人」という。）の評議員及び役員（以下「役員等」という。）報酬の取り扱いを定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において役員とは、法人の理事及び監事をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 評議員、監事、理事の報酬は、理事長を除き無報酬とする。

(日当及び交通費等)

第4条 理事会・評議員会への出席及び法人の業務に携わったときは、日当を支給するものとする。又、その他諸経費があるときは、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給することができる。

日当 8,000円

2 理事において、法人の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(出張旅費等)

第5条 出張旅費等は、旅費規程の定めるところにより支給することができる。

(慶弔)

第6条 役員等の受賞祝金、傷病見舞金、慶弔金等に関しては、慶弔規程の定めるところにより支給することができる。

細則

- (1) 役員等の報酬は理事長のみで月額 500,000 円、年間 6,000,000 円とする。
- (2) 理事長の日常業務
 - ・管理者の任免を除く、職員の任免に関すること
 - ・職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
 - ・債権の免除・効力のうち、当該処分が有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
 - ・設備資金の借入にかかる契約にあつて予算の範囲以内のもの
 - ・予算上の予備費の支出
 - ・寄付金の受入に関する決定
- (3) 理事長のその他の業務
 - ・公印の管理
 - ・普通預金・当座預金・定期預金の出納に関する精査及び承認
 - ・支払伝票及び振替伝票に関する精査及び承認
 - ・起案書の精査及び承認
 - ・大口取引先、監督機関・公共団体等の表敬訪問の対応

附則 平成27年4月1日 施行
平成29年4月1日 一部改正